

**Q 1 取扱加盟店として登録できない店舗はありますか？**

- A あります。当事業で発行されている、一般的な「プレミアム付きの商品券」と、主に贈答用として発行されている「プレミアムなしの商品券」の2種類を取扱うことや、加盟店の責務等にご賛同いただけない場合は登録できません。
- また、直接消費者へ販売やサービスをしていない事業者や、風営法第2条の適応を受けている業種等は登録できません。

▶実施要綱（加盟店用）参照

**Q 2 取扱加盟店として登録するには費用がかかりますか？**

- A 必要です。「加入金（初年度のみ）」と「年会費」が必要です。
- 他にも小型店（小規模店舗）は「超過金」が換金金額に応じ必要になる場合があります。詳しくは実施要綱にてご確認ください。また、振込手数料が発生する場合は、加盟店様負担となりますので、ご了承ください。
- ※年会費は年度ごとに必要です。（毎年4月1日から翌年3月31日まで）
- また年度途中の加入や、脱会をされても、年会費の減額や返金はできません。

**Q 3 取扱加盟店の加入期間はいつからいつまでですか？**

- A 加入日 ～ 脱退 するまで。
- ※脱退に必要な書類を提出するまで、自動更新されます。

**Q 4 取扱店を脱退したい場合は、いつ？どのようにすればよいですか？**

- A 「加盟店脱退届」をご提出および「超過金」をご精算くだされば、いつでも脱退できます。ただし、次のことにご注意ください。
- ※年度末（3月末）までに脱退されたい場合は、1月末までに手続きが必要です。
- 手続きが間に合わない場合は、次年度、4月以降の年会費をご請求します。

**Q 5 新規に取扱店に加盟する場合は、どのようにすればよいですか？**

- A いつでも加入できます。加入される場合は、下記書類と加入金および年会費のお支払いが必要です。
- 「加入申込書」「加盟店に関する誓約書」「換金先登録書」をご提出ください。

▶HP 参照

**Q 6 一度脱退したが、再加盟できますか？**

- A できます。その場合は新規加盟店同様の書類と年会費、“加入金”も再度必要です。

**Q 7 複数店舗を経営していますが、それぞれ登録が必要ですか？**

A 必要です。同じ敷地内であっても、建物が別々の場合は、それぞれ申込が必要です。

**Q 8 取扱加盟店証などがありますか？**

A 加盟店の証として、のぼり旗やPOPがありますので、ご活用ください。

※のぼり旗は、必ず敷地内へ設置してください。

**Q 9 のぼり旗やPOPが追加してほしい場合はどうすればいいですか？**

A のぼり旗は 1枚 1,000円(税込)、ポール 1本 500円(税込)  
自立式加盟店証 1枚 200円(税込)で商工会議所で販売しています。  
ポスター等のPOPには数に限りがありますので、事前にご相談ください。

**Q10 取扱加盟店のPRはしてもらえますか？**

A “小牧ナビホームページ”へ「加盟店一覧」を掲載。変更・新規・脱退等も日数がかかる場合もありますが、随時更新していますので、最新の情報を掲載しています。  
“紙”では「広報こまき8月号」「加盟店手引き」に掲載していますが、年1回発行のため、7月以降は、2023年度版への掲載はできませんので、ご了承ください。

▶加盟店一覧 参照

**Q11 自店で、DMや広告等で取扱加盟店のPRをしてもいいですか？**

A もちろん可能です。画像等、広告等にご活用いただけるデータもお渡しできますので、ご相談ください。

**Q12 換金手続きは、どのようにすればいいですか？**

A 「指定金融機関窓口」か「小牧商工会議所換金窓口」へ持込む方法があります。

※事前に「換金先登録書」による換金方法の登録が必要です。また登録には、時間がかかる場合もございますので、変更当日の換金には、ご対応できない場合があります。

**Q13 振込日はいつになりますか？**

A ①「指定金融機関」の場合は、月2回(15日締→25日振込・月末締→10日振込)  
※各金融機関の営業日および営業時間内にご持参ください。

②「商工会議所換金窓口」の場合は、即日で小切手(東春信用金庫)振出と2営業日後に金融機関へ振込む方法があります。

※会議所換金窓口は、平日の9時～15時。プレミアム商品券等換金期間「11月～5月(月～金)」と贈答用商品券のみ換金期間「6月～10月(月・水・金)」で営業日

が異なります。事前に営業日をご確認のうえご来所ください。  
※小切手を現金化する場合、金融機関によっては取立手数料がかかる場合があります。  
※振込む場合、金融機関によっては振込手数料が必要になりますので、振込手数料を差し引いた金額を振込みます。

#### Q14 換金期限はありますか？

- A あります。原則、有効期限の翌月末です。 ▶換金スケジュール早見表 参照  
※加盟店を脱退される場合の換金期限は、脱退月内までとなります。

#### Q15 換金時に気をつけることはありますか？

- A 「プレミアム付き商品券」と「贈答用（プレミアムなし商品券）」に分け、それぞれの持込枚数を把握してからご持参ください。購入時の帯のままでは換金できません。  
また、有効期限がわかりやすいように、向きを揃え100枚単位にするなどの、換金時間の短縮や密閉・密集・密接を避けるためのご協力をお願いします。  
※ご協力いただけない場合は、換金をお断りさせていただく場合や、換金受付順が前後（ご協力いただいた加盟店を優先）する場合があります。  
※換金期限が過ぎた商品券の換金はお断りいたします。  
▶取扱いに関する注意事項 参照

#### Q16 換金は何回でもできますか？

- A 原則、1店舗 1日1回（換金依頼書1枚）。  
※1回の換金で、換金依頼書を複数枚は持込めませんので、ご注意ください。

#### Q17 すべての加盟店でプレミアム商品券を同じように取扱うことができますか？

- A できません。店舗の区分により取扱えない商品券があります。  
「大型店・中型店」では、専用券（いーなも券）赤色が取扱えません。×  
※間違って受け取ってしまった場合でも、換金はできません。

#### Q18 お客様より商品券を受け取る時に気をつけることはありますか？

- A “有効期限内であること”と“券面の裏面の取扱店舗欄の押印や記載がないこと”を必ず確認してください。また受け取った商品券には券面の裏面の取扱店舗欄へ押印や記載をしていただくようお願いします。

#### Q19 商品券を使用する際の限度額はありますか？

- A 使用限度額はありません。贈答用商品券にも使用限度額はありません。

**Q20 有効期限を過ぎ商品券を受け取ってしまった場合はどうすればいいですか？**

A 申し訳ありませんが、換金期限（有効期限の翌月末）を過ぎた商品券の換金はできません。

※換金後であっても、換金期限が過ぎた商品券が換金されたことが判明した場合は、  
次回の換金金額より差し引くなど、過換金分をご請求させていただきます。

**Q21 券の裏面に取扱店舗欄の押印や記載がある商品券を受け取ってしまった場合はどうすればいいですか？**

A 盗難等の恐れもありますので、直ちに小牧商工会議所（0568-72-1111）へご連絡ください。

**Q22 商品券で買い物をされた時、おつりが出せますか？**

A おつりは出せません。

※少額の商品を購入した場合、商品券購入額以上の現金がお客様につり銭として戻り、  
不当な利益を受けることなどを防ぐためです。万が一、おつりを出すなどの行為が  
発覚した加盟店は退会していただく場合があります。

**Q23 お客様との間にトラブルが生じたらどうすればいいですか？**

A 直接、お客様との間で解決をしてください。

**Q24 商品券の利用対象にならない物がありますか？**

A あります。次に該当するものには利用できませんのでご注意ください。

- ①有価証券、その他の金融商品、他商品券、金、銀、地銀、現金の購入
- ②国、地方公共団体への支払い、公共料金の支払い、税金の納付等
- ③換金性の高い物（商品券やギフト券、図書券、回数券や切手等）、保険料、電子マネー等のチャージ、たばこ等

※また各店舗によりご利用いただけない商品、サービスがございましたら、事前に  
店内へ掲示されておくことをおススメいたします。

▶商品券をご利用の皆様へ 参照